

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成 30 年9月7日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**国民年金関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800018号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1800004号

## 第1 結論

昭和46年11月から昭和59年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月から昭和59年4月まで

私は、昭和46年11月にA市役所へ婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続を行い、昭和47年11月にB市へ転居し、B市役所で、昭和53年にC市へ転居してC市役所で、それぞれ国民年金の手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付し続けていた。請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月25日に社会保険事務所(当時)からC市に払い出されていることが確認でき、請求期間は、国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、昭和46年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者になった日」欄に昭和61年4月1日と記載され、第3号被保険者資格を取得し、C市の印が押されていることが確認できる上、当該資格取得日はC市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、A市役所において国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と相違する。

さらに、請求期間当時、請求者の夫は共済組合員であったことから、請求者は国民年金の任意加入の対象者となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、任意加入の対象者であった請求者は、第3号被保険者の取得申出時点では、請求期間の始期に当たる昭和46年11月に遡って被保険者資格を取得することができず、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の国民年金

手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。